

新潟市教育委員会学生実習生の受入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、大学等の授業の一環である実習並びに学生に職業意識の向上のための機会を提供すること及び学生の行政に対する理解を深めることを目的とする実習について、その受入れなど必要な事項を定めることを目的とする。

(受入れの手続き)

第2条 大学等は、新潟市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務部各課又は機関（以下「課等」という。）において学生の実習を希望する場合は、教育総務課長に対して申込みを行うものとする。ただし、専門的な実習を希望する場合は、当該課等を担当する教育次長に対して、実習の受入れの申込みを行うものとする。

2 教育次長は、大学等から実習の申込みがあった場合は、次に掲げる事項に留意して、学生の実習の受入れを決定するものとする。

(1) 実習の目的、内容等が教育委員会で実習することが適当なものと認められるものであること。

(2) 実習が教育委員会の業務に支障がないこと。

(実習期間)

第3条 学生実習生の実習期間は、原則として1月以内とする。ただし、特に必要と認める場合は、2月以内とすることができる。

(実習時間等)

第4条 教育次長は、大学等と協議の上、学生実習生の実習時間、実習内容等を定めるものとする。

(報酬等)

第5条 学生実習生には、賃金、報酬及び手当は支給しない。

(傷害保険への加入)

第6条 学生実習生は、実習中の事故に備えて、自己の責任により傷害保険に加入するものとする。

(服務)

第7条 学生実習生は、教育委員会の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

2 学生実習生は、実習中に知りえた秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

3 学生実習生は、実習中においては、教育委員会職員の指示に従わなければならない。

4 教育次長は、学生実習生から前3項の規定を遵守する旨の誓約書を提出させるものとする。

(実習の中止)

第8条 教育次長は、学生が第7条に違反し、又は学生実習生としてふさわしくない行為があった場合は、当該実習を中止することができる。

(損害の負担)

第9条 実習中において、実習生が故意又は過失により市又は第三者に損害が生じた場合は、大学等はその損害を賠償しなければならない。

(実習の証明)

第10条 教育次長は、大学等から求められた場合は、学生実習生の実習期間、実習内容等について証明を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、学生実習生の受入れの実施に関し必要な事項は、教育次長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に、既に受け入れている学生実習生に係る事項については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。